

労審発第 1199 号

令和 2 年 8 月 21 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

労働政策審議会

会長 鎌田 耕



令和 2 年 8 月 20 日付け厚生労働省発職 0820 第 3 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和2年8月21日

労働政策審議会  
会長 鎌田 耕一 殿

労働政策審議会 職業安定分科会  
分科会長 阿部 正浩

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和2年8月20日付け厚生労働省発職 0820 第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。